

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

6 水俣病闘争

裁判闘争の進展

一九八五年八月一六日、福岡高裁は水俣病第二次訴訟の控訴審判決において、行政認定では棄却された原告を水俣病患者と認める勝利判決を言い渡した。判決は、環境庁が一九七七年になって定めた後天性水俣病の判断条件について「患者認定について厳格にすぎる」と指摘して、現行の認定制度そのものに批判を加えた。

翌八六年三月二七日には、熊本地裁(後述の水俣病第一二次訴訟と同じ民事第二部)は行政認定での棄却を争う行政処分取消訴訟で原告勝訴の判決を言い渡した。

熊本、新潟、東京につづいて、八五年一〇月二八日には現地から関西方面に移住してきていた水俣病患者を原告として京都地裁に国家賠償請求訴訟が提起された(水俣病京都訴訟)。

「水俣病被害者・弁護団全国連絡会議」(略称・水俣病全国連)は、各地の訴訟が出そろったこの段階で、大量提訴の方針を打ち出した。

先行していた熊本地裁での第三次訴訟では、原告の個別立証について国、県が猛烈に抵抗し、全員について鑑定申請をして訴訟の引き延ばしをはかったが、一九八六年三月三日同地裁は鑑定申請を却下し、早期結審への道を開いた。同年一〇月三〇日、第三次訴訟は最終弁論、結審をむかえた。熊本地裁は、同訴訟の判決期日を八七年三月三〇日と指定した。

水俣病東京支援連絡会の結成

一九八五年一二月一三日、水俣病東京連絡会が結成された。現在の構成団体は、東京地評、東京国公、都職労、千代田区労協など一地区労などの労働組合や民主団体など計三二団体である。

水俣病東京連絡会は、八六年一〇月三一日(熊本地裁結審翌日)の「国は水俣病の早期全面解決をはかれ！一〇・三一水俣病東京行動」での政府交渉、総決起集会(国会会館)などの独自運動をおこなったほか、水俣市などでの現地検証(八五年一〇月一五日～一七日)、第三回水俣デー(八六年四月二九日)、現地調査(同年八月二三～二四日)、新潟現地調査(同年一二月一四～一五日)などに参加し、積極的に全国各地の労働組合などとの交流をはかって、全国的な運動の盛り上げに努力をはかってきた。

全面解決をめざす各地での運動

一九八六年一〇月二九日、「結審前夜集会」が開かれ、熊本県評、自治労、県教組、高教組、国公

などの労働組合の支援の決意表明があった。一月二七日には、東京訴訟の原告の多数が居住している鹿児島県出水市で「水俣病を考える出水市民一〇〇〇人のつどい」が開催され、文字どおり一〇〇〇人の労働者・市民が参加した。

また、一月二九日には新潟市で、新潟水俣病共闘会議(新潟県評、各単産、民主団体、弁護団、被害者の会など)が主催する集会が開かれ、六〇〇人以上が参加した。

【参考資料】(1)『昭和六一年版環境白書』、(2)『公害弁連第一五回総会議案書』、(3)『第六回日本環境会議報告集』、(4)日本科学者会議編『公害と日本の科学』(重大局面を迎えた公害健康被害補償法改悪問題)。 (5)『公害闘争共闘ニュース』(全国公害被害者総行動実行委員会)、『静かさへの闘い』(名古屋新幹線公害訴訟原告団、弁護団)、『安中公害』(安中公害裁判原告団、弁護団)、『カネミ油症原告団、弁護団ニュース』、『水俣病とたたかう』、『みなまた』など各公害被害者団体発行のニュース。(6)『朝日新聞』、(7)『週刊労働ニュース』、(8)『赤旗』、(9)『社会新報』、(10)『週刊民社』、(11)『原水協通信』、(12)『原水禁ニュース』、(13)護憲連合・反安保全国実行委員会『平和と民主主義』、(14)日本平和委員会『平和運動』、『平和新聞』、(15)『総評第七四回臨時大会・付属資料』、(16)『総評第七五回定期大会・各局報告書(I)』、(17)『同盟第二二回年次大会報告』、(18)『同盟第二三回年次大会報告』、(19)『中立労連第一三回定期大会議案書』、(20)『日本社会党第五〇回定期全国大会報告集、資料集』、(21)『日本社会党第五二回定期全国大会報告集、資料集』。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
